平成２２年（フ）第６９３号
茨城県水戸市酒門町4235番地の７
債務者　宮崎　憲一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９５号
茨城県水戸市姫子１丁目139番地の３　アクティブ田沢Ⅰ・202号
債務者　大内　　恵
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７０７号
茨城県那珂市横堀1313番地３
債務者　浅野　清子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７１３号
茨城県東茨城郡大洗町桜道330番地　コーポバード１－Ｄ
債務者　田口　久江
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７２６号
茨城県水戸市見和２丁目224番地の17　岡田アパート103号
債務者　大谷　隆一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
栃木県真岡市東郷1547番地２エビスハイツ106号
債務者　上野　正敏
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１０８号
千葉県長生郡白子町中里4418番地５
債務者　篠崎　正幸
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
千葉県勝浦市沢倉397番地
債務者　新　　美里
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
千葉県夷隅郡御宿町浜2163番地79
債務者　榎本　裕二
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
千葉県長生郡一宮町一宮8383番地14
債務者　石田和歌子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
山梨県南アルプス市藤田2552番地３
債務者　花輪　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
山梨県甲府市丸の内３丁目32番27号ダイタ百石マンション202
債務者　中山　　好
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
山梨県都留市玉川610番地28
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
山梨県上野原市上野原4055番地　第２英和荘７号棟
債務者　松崎　敏子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
山梨県都留市つる１丁目６番６号
債務者　小森　元裕
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
長野県北安曇郡白馬村大字北城1308番地３　アルプスハイツＣ棟22号、前住所長野県北安曇郡白馬村大字北城828番地336
債務者　中浦　　亙
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５４号
静岡県賀茂郡南伊豆町湊907番地
債務者　大野　正治
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

第明治三二十種五郵年三月三十一物便認可日